【D：ルールに違反したら】

　27ぺージから30ページ

　ドーピングの結果。

ドーピングにより、自分自身への信頼や健康を失うだけではなく、家族やチームの仲間、スポーツ自体、そして社会にも影響がある。自身の行動により、様々なところに大きな影響を与えることを理解したうえで、クリーンスポーツ行動をとれるようにする。

▶この章の目標

1. ドーピングが自身や周囲に及ぼす、短期的、長期的な影響について、自分の言葉で説明できる。
2. 違反の有無や制裁措置が決定するまでの手続きが説明できる。

▶ドーピングの結果、失われるものはなんだろう？

もしあなたがアンチ・ドーピング規則違反となった場合、自分だけでなく、家族、友人、仲間、ファン、スポンサー、スポーツ自体、そして社会にも影響を与えることになります。どんな影響が起こり得るか、考えてみましょう。

競技会の数年後に、他のアスリートのアンチ・ドーピング規則違反の発覚により、大会順位が繰り上がったアスリートもいます。自身の順位が上がっても、勝利を称えたアスリートがドーピングをしていたと分かったら、どんな気持ちになるでしょうか。

▶違反が決定するまで

ドーピング調査により違反が疑われる場合や、アスリートのA検体から違反が疑われる分析結果（陽性反応）が出た場合、アンチ・ドーピング機関が、アスリートとその競技団体に対して書面で通知し、日本国内では原則、「暫定的な資格停止」が課されます（競技会等への参加は禁止）。A検体が陽性であった場合は、アスリート自身が「B検体」の分析を要求したり、独立した規律パネルの聴聞会で意見を述べることができます。

▶検査で違反が疑われる場合（ジャダが検査管轄機関としてドーピング検査が実施された場合の流れ）。

* A検体分析
* アスリートが、ジャダからA検体陽性通知（違反が疑われる分析報告及び暫定的資格停止の通知）を受け取る。→アスリートの権利としてできること：早期の自認。実質的な支援。事案解決合意。
* アスリートがB検体の分析を要求するか放棄するか選択。

　→アスリートがB検体の分析を要求する場合、JADAから分析機関へB検体分析を要請。アスリートの権利として、B検体の分析への立ち会いの権利がある（代理人でも可）。

　→B検体の分析結果がA検体の結果と異なる場合、アスリートはジャダから陰性の通知と、暫定的資格停止の取消し通知を受け取り、スポーツ活動への復帰ができる。

　→B検体の分析結果がA検体の結果と同じ場合、または、B検体の分析を放棄する場合、アスリートはジャダから、独立した規律パネル開催についての通知を受け取り、規律パネル開催。アスリートの権利として、規律パネルでの意見陳述をすることができる。規律パネル開催後、アスリートは規律パネルの決定を受け取る。

聴聞会での決定やTUE申請の却下の結果等に不服がある場合、国際基準に則り「不服申立」ができます。検査実施の管轄やTUE申請先により、申立先と期限が異なります。アスリートやサポートスタッフだけでなく、ジャダ、IF等、アンチ・ドーピング機関も不服申立ができます。

▶アンチ・ドーピング規則違反になる制裁措置。

違反が確定すると、成績の取消し、メダルや得点のはく奪や、競技会への参加やチーム活動、コーチングなどのスポーツに関わる活動が一切禁止される資格停止が、一定の期間課されます。制裁を課されたアスリートやサポートスタッフらの氏名、違反内容等は公開されます。

* チーム競技の場合は、チーム員3人以上の違反で、アスリート個人だけでなくチームへの制裁（得点のはく奪や出場資格失効等）が課される可能性があります。
* 競技大会の主催者が、より厳しいチームへの制裁を課すこともあります。

未成年アスリート（18歳未満）が違反になった場合は、原則として氏名が公開されない等の配慮があります。

▶資格停止期間

制裁期間は、違反した項目、体内から検出された禁止物質がいかに体内に入ったか（体内侵入経路）と、その物質の摂取が「意図的」でなかったことを、アスリートやその他の人が証明できたか等で増減します。また、複数回の違反は、永久資格停止となる可能性があります。

▶資格停止期間の基準と期間増減の条件（Code2.1、2.2、2.6の違反の場合）。

* 特定物質・方法ではない物による違反：基準4年間。アスリートが「意図的ではなかったことを立証」できた場合、軽減されるが、より悪質な違反の場合、加重される（Code10.4）。
* 特定物質・方法による違反（「重大な過誤又は過失がないこと」をアスリートが立証できた場合。）：2年間～けん責（Code10.6.1.1）。「過誤又は過失がないこと」をアスリートが立証できた場合、資格停止期間が取り消されるが、アンチ・ドーピング機関が「意図的な使用を立証」した場合、期間が増える。
* レクリエーション競技者・よう保護者による違反（「重大な過誤又は過失がないこと」をアスリートが立証できた場合。）：2年間～けん責（Code10.6.1.3）。「過誤又は過失がないこと」をアスリートが立証できた場合、資格停止期間が取り消される。
* 汚染製品による違反（「重大な過誤又は過失がないこと」をアスリートが立証できた場合。）：2年間～けん責（Code10.6.1.2）。

※各事案により資格停止期間は異なる可能性があります。

▶「意図的」とは、以下の通りコードでは定義されています。

* 自分の行為が、アンチ・ドーピング規則違反であることを認識したうえでその行為を行うこと。
* 自分の行為が、アンチ・ドーピング規則違反になる可能性があるという重大なリスクがあることを分かっていながら、そのリスクを明らかに無視すること

▶実質的な支援。

違反を問われたアスリートやその他の人が、アンチ・ドーピング機関の調査に誠実に協力することは、他の規則違反や、スポーツのインテグリティに関する違反等の発見に重要です。完全で信頼性のある情報提供を行った場合は、資格停止期間の一部が猶予される可能性があります。

※猶予は、アンチ・ドーピング規則違反の重大性と、その支援の重要性によります。（Code10.7.1）

▶早期の自認。

アンチ・ドーピング機関から、4年以上の資格停止期間の可能性について通知を受けてから20日以内に、違反と資格停止期間を自認した場合、資格停止期間が1年間短縮される可能性があります。※この場合、聴聞会は開催されません。（Code10.8.1）

▶事案解決合意。

アンチ・ドーピング機関からアンチ・ドーピング規則違反の可能性を問われてから、アンチ・ドーピング規則違反を自認し、アンチ・ドーピング機関とワダが合意した場合、違反の内容と自認の早さによって資格停止期間が短縮される可能性があります。（Code10.8.2）

▶汚染製品（コンタミネーション）。

検出された禁止物質が汚染製品に由来することを立証し、「重大な過誤または過失がないこと」を証明できる場合には、資格停止期間が２年以下〜けん責以上の制裁措置となる。（Code10.6.1.2）

※ただし、サプリメント摂取は自身の責任であり、またアスリートが摂取する前に非常に高いレベルで注意を払ったことを立証することができなかった場合は、汚染製品に係る規則は適用されない。

▶ケーススタディ：真実は明かされる

［ケース］バレないドーピングはない！

アンチ・ドーピング規則違反の時効は10年間。過去に陰性だった検査結果であっても、10年の期間内であれば当時の検体が再分析されることがある。ドーピング検査からの検体の分析技術は日々向上しており、数年後に最新の分析技術で違反が明らかとなり、大会の成績やメダルのはく奪など制裁が課されるケースもある。その時隠せても、真実はいつか明らかに！